

熊本県看護師等修学資金貸与条例

(昭和 37 年 7 月 31 日条例第 33 号)

改正 昭和 45 年 9 月 29 日条例第 67 号 昭和 47 年 9 月 30 日条例第 51 号昭和 49 年 9 月 25 日条例第 59 号
昭和 50 年 7 月 1 日条例第 26 号 昭和 51 年 6 月 25 日条例第 60 号昭和 52 年 7 月 30 日条例第 35 号
昭和 53 年 6 月 14 日条例第 28 号 昭和 54 年 6 月 28 日条例第 28 号昭和 55 年 7 月 21 日条例第 30 号
昭和 56 年 6 月 16 日条例第 28 号 昭和 61 年 7 月 28 日条例第 32 号昭和 63 年 9 月 28 日条例第 32 号
平成元年 9 月 28 日条例第 49 号 平成 3 年 3 月 14 日条例第 14 号 平成 3 年 7 月 5 日条例第 35 号
平成 4 年 10 月 6 日条例第 68 号 平成 4 年 12 月 21 日条例第 74 号平成 5 年 9 月 29 日条例第 54 号
平成 8 年 12 月 19 日条例第 63 号 平成 10 年 9 月 30 日条例第 42 号平成 12 年 6 月 21 日条例第 52 号
平成 12 年 12 月 20 日条例第 78 号平成 13 年 9 月 27 日条例第 50 号平成 14 年 3 月 6 日条例第 1 号
平成 14 年 10 月 4 日条例第 54 号 平成 15 年 10 月 1 日条例第 54 号平成 16 年 6 月 17 日条例第 46 号
平成 18 年 10 月 4 日条例第 70 号 平成 24 年 3 月 6 日条例第 13 号 平成 25 年 12 月 26 日条例第 66 号
平成 26 年 12 月 25 日条例第 74 号平成 27 年 3 月 20 日条例第 16 号平成 28 年 3 月 7 日条例第 15 号
平成 29 年 3 月 24 日条例第 9 号 平成 29 年 7 月 6 日条例第 35 号 平成 30 年 3 月 23 日条例第 21 号

熊本県看護婦等修学資金貸与条例をここに公布する。

熊本県看護師等修学資金貸与条例

(目的)

第 1 条 この条例は、保健師、助産師、看護師又は准看護師を養成する学校又は養成所に在学する者に修学資金を貸与し、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、県内の保健師、助産師、看護師及び准看護師の充実に資することを目的とする。

(貸与対象者)

第 2 条 修学資金貸与の対象となる者は、保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 19 条第 1 号、第 20 条第 1 号、第 21 条第 2 号若しくは第 22 条第 1 号に規定する学校若しくは同法第 21 条第 1 号に規定する大学又は同法第 19 条第 2 号に規定する保健師養成所、同法第 20 条第 2 号に規定する助産師養成所、同法第 21 条第 3 号に規定する看護師養成所若しくは同法第 22 条第 2 号に規定する准看護師養成所(第 7 条から第 9 条までにおいて「養成施設」という。)に在学する者とする。

(修学資金の種類及び貸与の額)

第 3 条 修学資金の種類及び貸与の額は、規則で定める。

(貸与方法及び利子)

第 4 条 修学資金は、知事と貸与を受ける者との契約により無利子で貸与するものとする。

2 前項の規定により修学資金を貸与する旨の契約を結ぶ場合には、当該年度において結ばれる契約に基づいて貸与すべき修学資金の総額が予算で定める金額をこえることとならないようにしなければならない。

(保証人)

第 5 条 修学資金の貸与を受けようとする者は、保証人 2 人を立てなければならない。

2 保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与契約の解除及び貸与の停止)

第6条 知事は、貸与を受ける者(以下「修学生」という。)が修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

2 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行なわないものとする。

(返還の債務の当然免除)

第7条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 養成施設を卒業後次に掲げる施設、団体又は事業所(以下「施設等」という。)において、他種の養成施設(保健師、助産師、看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。))の免許を有する者が、当該免許以外の看護職員の免許を取得するために進学する養成施設をいう。以下同じ。)への進学、疾病、負傷等やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除き、引き続き5年間(施設等のうち規則で定める市町村に所在するア(ア)から(サ)までに掲げる施設、団体又は事業所(第11条第2号において「特定施設等」という。)においては3年間)看護職員の業務(ア(キ)に掲げる団体にあつては保健師の業務、ア(ク)に掲げる施設にあつては助産師の業務に限る。以下同じ。)に従事したとき。ただし、他種の養成施設への進学、疾病、負傷等やむを得ない事由がなくて、養成施設を卒業した日から2年を経過する日までに看護職員の免許を取得できなかったとき、又は当該免許の取得後直ちに施設等において看護職員の業務に従事しなかったときを除く。

ア 県内の市町村内に所在する次に掲げる施設、団体又は事業所

(ア) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設

(イ) 児童福祉法第6条の2の2第3項の規定により厚生労働大臣が指定した独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関

(ウ) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定により許可を受けた病床数が200床未満の病院

(エ) 医療法第7条の規定により許可を受けた病床数のうち、精神病床数が80パーセント以上を占める病院

(オ) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の33第1項第4号の規定の適用を受ける国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院

(カ) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所

(キ) 地域保健法(昭和22年法律第101号)第21条第2項第1号に規定する特定町村

(ク) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター

(ケ) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設

(コ) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院

(サ) 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業(同条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。)を行う事業所

イ 県内の市町村(熊本市を除く。)内に所在する医療法第7条の規定により許可を受けた病床数が200床以上の病院

ウ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号に規定する施設

(2) 前号に規定する看護職員の業務に従事する期間中に、当該業務上の事由により死亡し、又は当該業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき。

2 修学生が養成施設を卒業後引き続き看護職員の業務に従事した施設等(この項及び第11条第2号において「当初施設等」という。)から引き続き他の施設等において看護職員の業務に従事した場合は、それぞれの施設等において看護職員の業務に従事した期間を規則で定める方法により計算した期間当初施設等において看護職員の業務に従事したとみなして、前項の規定を適用する。

3 修学生が養成施設を卒業後引き続き第1項第1号ア(ウ)に掲げる施設において看護職員の業務に従事している期間中に当該施設が病床数の増加により同号イに掲げる施設に該当することとなった場合又は同号イに掲げる施設において看護職員の業務に従事している期間中に当該施設が病床数の減少により同号ア(ウ)に掲げる施設に該当することとなった場合は、規則で定める方法により計算した期間病床数の増加又は減少前の施設において看護職員の業務に従事したとみなして、第1項の規定を適用する。

(返還)

第8条 修学資金は、修学生に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合(他種の養成施設への進学、疾病、負傷等やむを得ない事由がある場合を除く。)には、その事由の生じた日の属する月の翌月から起算して修学資金の貸与を受けた期間(第6条第2項の規定により修学資金が貸与されなかった期間を除く。)に相当する期間(次条又は第10条の規定により修学資金の返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間)内に月賦又は最長半年賦の均等払方式により返還しなければならないものとする。

(1) 修学資金の貸与契約が解除されたとき。

(2) 養成施設を卒業した日から2年を経過する日までに看護職員の免許を取得しなかったとき。

(3) 看護職員の免許の取得後直ちに施設等において看護職員の業務に従事しなかったとき。

(4) 養成施設を卒業した日から2年を経過する日までに看護職員の免許を取得し、直ちに施設等において看護職員の業務に従事したが、前条の規定による修学資金の返還の債務の免除を受ける前に当該業務外の事由により死亡し、又は施設等において当該業務に従事しなくなったとき。

(返還の債務の履行当然猶予)

第9条 知事は、修学生が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(1) 修学資金の貸与契約を解除された後も引き続き養成施設に在学しているとき。

(2) 養成施設を卒業後さらに他種の養成施設において修学しているとき。

(返還の債務の履行裁量猶予)

第 10 条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 施設等において、看護職員の業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の債務の裁量免除)

第 11 条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与した修学資金の返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除することができる。

(1) 死亡し、又は心身の障害により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなったとき 返還の債務の額(履行期が到来していない部分に限る。)の全部又は一部

(2) 施設等において修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上看護職員の業務に従事したとき 施設等における看護職員の業務に従事した期間(第 7 条第 2 項に該当する場合は同項に規定する規則で定める方法により計算した期間)を、修学資金の貸与を受けた期間(この期間が 2 年に満たないときは 2 年とする。)の 2 分の 5(看護職員の業務に従事した施設等が特定施設等のみであった場合又は当初施設等が特定施設等であった場合は 2 分の 3)に相当する期間で除して得た数値(この数値が 1 を超えるときは、1 とする。)を返還の債務の額に乗じて得た額

(3) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成 11 年法律第 158 号。以下「特定調停法」という。)第 2 条第 3 項に規定する特定調停(災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)第 2 条の災害の影響を受けた者が申し立てた場合に限る。)において、特定調停法第 16 条又は第 17 条第 6 項の規定により当事者間の合意が成立したものとみなされたとき 返還の債務の額の全部又は一部
(遅延利息)

第 12 条 知事は、資金の貸与を受けた者が、正当な理由がなくて修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 14.6 パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収するものとする。

(雑則)

第 13 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、昭和 37 年 8 月 1 日から施行する。

2 当分の間、第 12 条に規定する遅延利息の年 14.6 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合が年 14.6 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該加算した割合とする。

附 則(昭和 45 年 9 月 29 日条例第 67 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 47 年 9 月 30 日条例第 51 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 47 年 3 月 31 日以前に養成施設に入学した者に対する修学資金の貸与の額は、改正後の熊本県看護婦等修学資金貸与条例第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和 49 年 9 月 25 日条例第 59 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の熊本県看護婦等修学資金貸与条例(以下「改正後の条例」という。)第 3 条の規定は、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 昭和 49 年 3 月 31 日以前に養成施設に入学した者に対する修学資金の貸与の額は、改正後の条例第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和 50 年 7 月 1 日条例第 26 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 50 年 3 月 31 日以前に養成施設に入学した者に対して貸与する修学資金の最高限度額は、改正後の熊本県看護婦等修学資金貸与条例第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和 51 年 6 月 25 日条例第 60 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 51 年 3 月 31 日以前に養成施設に入学した者に対して貸与する修学資金の最高限度額は、改正後の熊本県看護婦等修学資金貸与条例第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和 52 年 7 月 30 日条例第 35 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県看護婦等修学資金貸与条例の規定は、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 52 年 3 月 31 日以前に養成施設に入学した者に対して貸与する修学資金の最高限度額は、改正後の熊本県看護婦等修学資金貸与条例第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和 53 年 6 月 14 日条例第 28 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県看護婦等修学資金貸与条例の規定は、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 53 年 3 月 31 日以前に養成施設に入学した者に対して貸与する修学資金の最高限度額は、改正後の熊本県看護婦等修学資金貸与条例第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和 54 年 6 月 28 日条例第 28 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県看護婦等修学資金貸与条例第 3 条の表の規定は、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 54 年 3 月 31 日に養成施設に在学する者に対して貸与する修学資金の最高限度額は、改正後の熊本県看護婦等修学資金貸与条例第 3 条の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和 55 年 7 月 21 日条例第 30 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県看護婦等修学資金貸与条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 55 年 3 月 31 日に養成施設に在学する者に対して貸与する修学資金の最高限度額は、改正後の条例第 3 条の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和 56 年 6 月 16 日条例第 28 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県看護婦等修学資金貸与条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 56 年 3 月 31 日に養成施設に在学する者に対して貸与する修学資金の最高限度額は、改正後の条例第 3 条の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和 61 年 7 月 28 日条例第 32 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県看護婦等修学資金貸与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 61 年 3 月 31 日以前に養成施設に入学した者に係る修学資金については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和 63 年 9 月 28 日条例第 32 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県看護婦等修学資金貸与条例(以下「改正後の条例」という。)第 3 条の規定は、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 63 年 3 月 31 日以前に養成施設に入学した者に対する修学資金の貸与の額は、改正後の条例第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成元年 9 月 28 日条例第 49 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県看護婦等修学資金貸与条例(以下「改正後の条例」という。)第 3 条の規定は、平成元年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成元年 3 月 31 日以前に養成施設に入学した者に対する修学資金の貸与の額は、改正後の条例第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 3 年 3 月 14 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県看護婦等修学資金貸与条例第 7 条第 1 号エの規定は、平成元年度以降に卒業した者から適用する。

附 則(平成 3 年 7 月 5 日条例第 35 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の熊本県看護婦等修学資金貸与条例第 7 条第 1 号及び第 11 条第 2 号の規定は、平成 3 年 3 月 1 日以後に養成施設を卒業した者に対する修学資金について適用し、同日前に養成施設を卒業した者に対する修学資金については、なお従前の例による。

附 則(平成 4 年 10 月 6 日条例第 68 号)

この条例中第 1 条(中略)の規定は公布の日から、第 2 条(中略)の規定は公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則(平成 4 年 12 月 21 日条例第 74 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 7 条第 1 号及び第 11 条第 2 号の規定は、平成 4 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 5 年 9 月 29 日条例第 54 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に貸与契約を締結した者に係る修学資金については、改正後の第7条第1号及び第11条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成8年12月19日条例第63号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年9月30日条例第42号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に貸与契約を締結した者に係る修学資金については、改正後の第7条第1号及び第11条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成12年6月21日条例第52号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に貸与契約を締結した者に係る修学資金については、改正後の第7条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月20日条例第78号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年9月27日条例第50号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成13年3月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号。以下「改正法」という。)の施行の際現に同法第1条の規定による改正前の医療法第21条第1項ただし書の規定に基づき主として老人慢性疾患の患者を収容する病室を有する病院として許可を受けていた病院については、当該病院を開設している者が改正法附則第2条第1項の規定による届出をするまでの間は、この条例による改正後の熊本県看護婦等修学資金貸与条例(以下「改正後の条例」という。)第7条第1号に規定する施設とみなす。
- 3 前項の届出の際現に当該病院において看護職員の業務に従事している者が届出の日後当該病院において看護職員の業務に従事した期間は、改正後の条例第7条又は第11条の規定の適用については、改正後の条例第7条第1号に規定する施設等において看護職員の業務に従事した期間とみなす。

附 則(平成14年3月6日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成14年3月1日から適用する。

附 則(平成14年10月4日条例第54号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に貸与契約を締結した者に係る修学資金については、改正後の第7条第1号及び第11条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成15年10月1日条例第54号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の熊本県看護師等修学資金貸与条例第7条第1号ケに規定する施設において看護職員の業務に従事した者に係る改正後の熊本県看護師

等修学資金貸与条例の規定の適用については、その者は、当該施設に従事した期間に相当する期間、同条例第7条第1号ケに規定する施設において看護職員の業務に従事したものとみなす。

附 則(平成16年6月17日条例第46号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成16年4月1日前に改正前の熊本県看護師等修学資金貸与条例第7条第1号イに規定する施設において看護職員の業務に従事した者は、改正後の熊本県看護師等修学資金貸与条例の規定の適用については、当該施設に従事した期間に相当する期間、同条例第7条第1号イに規定する施設において看護職員の業務に従事した者とみなす。

附 則(平成18年10月4日条例第70号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成24年3月6日条例第13号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の前日に第2条の規定による改正前の熊本県看護師等修学資金貸与条例第7条第1号ア又はイに規定する施設において看護職員の業務に従事した者は、これらの施設において従事した期間に相当する間、第2条の規定による改正後の熊本県看護師等修学資金貸与条例第7条第1号ア又はイに規定する施設において看護職員の業務に従事した者とみなす。

附 則(平成25年12月26日条例第66号)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第12条及び附則第2項の規定は、平成26年1月1日以後の期間に対応する遅延利息について適用し、同日前の期間に対応する延滞利子については、なお従前の例による。

附 則(平成26年12月25日条例第74号)

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日条例第16号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月7日条例第15号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1号コの改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条及び第8条の規定は、この条例の施行の日以後に養成施設を卒業した修学生について適用し、同日前に養成施設を卒業した修学生については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月24日条例第9号)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条中熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第27条第5項及び第59条第3項の改正規定、

同条例第 97 条第 6 項の改正規定(「第 13 条第 2 項各号」を「第 13 条第 3 項各号」に改める部分に限る。)並びに同条例第 105 条第 3 項及び第 116 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前に第 1 条の規定による改正前の熊本県看護師等修学資金貸与条例第 7 条第 1 号クに掲げる施設において助産師の業務に従事した者は、当該施設において従事した期間に相当する間、第 1 条の規定による改正後の熊本県看護師等修学資金貸与条例第 7 条第 1 号クに掲げる施設において助産師の業務に従事した者とみなす。

附 則(平成 29 年 7 月 6 日条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 23 日条例第 21 号)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本県看護師等修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に貸与契約を締結した者(施行日前に貸与契約を締結し、かつ、施行日以後に貸与契約を締結した者を含む。)について適用し、施行日前に貸与契約を締結した者については、なお従前の例による。